

○ 経済産業省
国土交通省 令第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号及び第三十五条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

経済産業大臣 西村 康稔

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)
第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)
次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)
の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。))を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分)をいう。))に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。)
の面積で除した数値をいう。以下同じ。)
及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。)
の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。)
が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

改正前

(建築物エネルギー消費性能基準)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)
第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。以下「住宅」という。)
次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。
(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)
の外皮平均熱貫流率(単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。))を外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分)をいう。))に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(i)において同じ。)
の面積で除した数値をいう。以下同じ。)
及び冷房期(一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。)
の平均日射熱取得率(日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。)
が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	―
二	〇・四六	―
三	〇・五六	―
四	〇・七五	―
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	―	六・七

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	―
二	〇・四六	―
三	〇・五六	―
四	〇・七五	―
五	〇・八七	三・〇
六	〇・八七	二・八
七	〇・八七	二・七
八	―	六・七

に掲げる数値以下であること。

(ii) 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(2)(ii)において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる

(2) (1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であ

地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

八	七	六	五	四	三	二	一	地域の区分
―	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・六九	〇・四四	〇・四一	〇・四一	住棟単位外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）
二・八	一・三	一・四	一・五	―	―	―	―	住棟単位冷房期平均日射熱取得率

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(i) 住宅（単位住戸の数が一であるものに限る。） (1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住

ること。

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)(i)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii) 住宅(単位住戸の数が一であるものを除く。) (1)(ii)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅であると認めるものをいう。)の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、(1)(ii)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)(i)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十條 法第三十五條第一項第一号の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一條第一項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度に つきワット)	冷房期の平均日射熱 取得率
一	〇・四〇	
二	〇・四〇	
三	〇・五〇	
四	〇・六〇	
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八

第十條 法第三十五條第一項第一号の經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 第一條第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度に つきワット)	冷房期の平均日射熱 取得率
一	〇・四〇	
二	〇・四〇	
三	〇・五〇	
四	〇・六〇	
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八

七	〇・六〇
八	六・七

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- ロ 次(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
- (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_T + E_H - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量

七	〇・六〇
八	六・七

- ロ 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_T + E_H - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量

費量(単位 一年につきメガジュール)

E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量
(単位 一年につきメガジュール)

E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量
(単位 一年につきメガジュール)

E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)

4 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量

費量(単位 一年につきメガジュール)

E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量
(単位 一年につきメガジュール)

E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量
(単位 一年につきメガジュール)

E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)

3 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)

4 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量

3	(略) 一・二 (略)	<p>(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
2	<p>第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	
3	(略) 一・二 (略)	<p>(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)</p>
2	<p>第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の認定の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。